肢体不自由者の補装具判定

相談センターへの来所困難
遠隔地障害者に配慮を

中央障害者相談センターの業務などについて質問する宮坂奈緒県議 ▶

宮坂議員　千葉リハビリテーションセンター内に設置の中央障害者相談センターでは、補装具などの支給の際に判定医の判断などを行っているが、不自由の方に対する支援について、障害者相談センターはどのような業務をしているのかをうかがう。

知事　障害者相談センターは、身体障害のある方について専門的な知識及び技術をもって相談等を行う機関として、自立支援医療の適用や、義足や車椅子などの補装具について、どのようなものを給付するのかの判定などを行っております。

このうち、肢体不自由の方に対する支援については、補装具に係るものがほとんどであり、具体的には、市町村からの依頼を受け、医師と共に利用者と面談の上、身体の状況のほか、職業や生活状況等の諸条件を考慮して、障害のある方一人ひとりのニーズに応じた補装具を給付されるよう判定を行っています。

また、利用者に給付された補装具について、判定どおりに製作されているかを確認し、不備な箇所の改善や調整を補装具業者へ指示するなどの業務を行っております。

宮坂議員　県内には、中央障害者相談センターと東葛飾障害者相談センターの2か所があるが、遠隔地の障害者の利便性を図るため、どのように対応しているか。

知事　県では、補装具の判定において、障害の程度や健康状態等で来所が困難な方や遠隔地の方の利便性を図るため、県内8か所の会場へ毎月出張しているほか、家庭や施設、病院への個別の訪問による判定も行っています。

今後も、出張等による相談・判定の利用状況等を確認しながら、事務処理の効率化を図り、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

要望　宮坂議員　肢体不自由の方への支援体制だが、出張や訪問での対応も行ってはいただいているが、限られた場所や日時、時間での対応となっている。補装具が必要な方たちの負担軽減を目指して、市町村ともよく連携し、改善を検討していただくよう要望する。

県立高校
医療的ケア必要な受験生
看護師付き添いなど配慮

宮坂議員　高校受験は、小中学校の義務教育とは状況が異なり、試験の公平性を保つことも必要なのかもしれないが、医療的ケアが必要な我が子を高校へ進学させてあげたいという、親の気持ちは痛いほど分かる。

そこでうかがうが、医療的ケアが必要な生徒など、障害のある生徒が県立高校の入試を受験する場合、どのような配慮が行われているのか、

教育長　県教育委員会では、県立高等学校の入学者選抜について具体的な実施方法を要項に定めておりますが、その中で、障害のあることにより不利益が生じないよう、個々の状況に応じて必要な配慮をすることを規定しています。

平成31年度の入学者選抜においては、障害を有する延べ145人の受検生が配慮を受けて受検しています。

このうち、お尋ねの医療的ケアについては、痰の吸引などを必要としている生徒に、看護師が付き添って受検できる配慮をしています。

今後とも入学者選抜において、個に応じた適切な配慮を行うことで全ての受検生が障害のある、なしにかかわらず、その能力を十分発揮できるよう努めてまいります。

要望　宮坂議員　県立特別支援学校の医療的ケアガイドラインは本県でも作成している。これまで県立高等学校において医療的ケアが必要な生徒が在籍していないこともあると思うが、県立高等学校にも医療的ケアガイドラインの作成が必要であると思うので、早期の作成を要望する。

祝祭日の意義を啓蒙
交番でも国旗掲揚を

宮坂議員　国旗は国を象徴するものであり、国旗を大切にすることは国民の努めであり、祝祭日の意義を国民、すなわち県民に啓蒙するためにも、また文化都市の格調を高めるためにも、行政機関が率先して掲揚することで、子供達への愛国心向上、さらには愛郷心向上につながると考えている。

そこでうかがうが、県内の交番で、祝日に国旗掲揚をすべきと考えるがどうか。

警察本部長　警察施設における国旗の掲揚については、平成11年に「国旗及び国家に関する法律」が施行されたことを受けて、内部規程を定め、県警本部、運転免許センター、各機動隊、警察学校、各警察署及び幹部交番において、毎日午前8時30分から午後5時15分までの間、屋上または屋外の掲揚ポールに国旗を掲揚しているところであります。

幹部交番を除く交番については、必要な設備が設けられていないことや、職員が不在となった場合のセキュリティ等の問題もあり、現在、国旗の掲揚は行っていないところでありますが、祝日における交番での国旗掲揚については、他の都道府県警察における取扱い状況等も研究しながら検討して参りたいと考えております。

要望　宮坂議員　前向きに検討してくれると受け止めた。

これまでは必要な整備がなかったとも答弁にあったが、国旗は大きさを問うものではなく、掲揚することの意義が大切であると考えているので、日本の安寧と繁栄を願う象徴として、交番の国旗掲揚を進めていただきたい。

浦安市高洲地区に
交番の設置を要望

宮坂議員　多くの住民が居住し、魅力ある浦安市高洲地区が、ますます発展していくためには、地域の住民が安心して暮らせる拠点として、交番の存在が必要不可欠であると考える。

そこでうかがうが、浦安市高洲地区に交番を設置すべきと思うがどうか。

警察本部長　浦安市内には、6か所の交番を設置しておりますが、ご指摘の高洲地区については、管轄する日の出交番のほか、周辺約1・5キロメートルの範囲に複数の交番が設置されているところであります。

浦安市において、交番設置が可能な施設として「高洲移動防犯ステーション」を整備していただいていることは承知しておりますが、同地区への交番設置の要否については、同地区及び周辺地域の発展状況や治安状況の変化等も見ながら、引き続き検討して参りたいと考えております。